

平成 18 年 5 月 23 日

各 位

株式会社 りそなホールディングス
(コード番号：8308)自己株式取得枠設定に関するお知らせ
(会社法第 156 条第 1 項および第 160 条第 1 項に基づく自己株式の取得枠設定)

株式会社りそなホールディングスは、本日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 28 日に開催を予定しております株主総会に、下記のとおり自己株式取得枠設定の件について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得枠設定を行う理由

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく優先株式の買入等を行うため、会社法第 156 条第 1 項および第 160 条第 1 項の規定に基づき、自己株式を取得する枠を設定するものであります。

なお、実際の自己株式の取得にあたっては、十分な自己資本の確保に努めつつ、関係当局と協議の上、適切に対応してまいります。

2. 自己株式取得枠の内容

下記の種類および数の株式を、取得価額の総額 2,500 億円を上限に、自己株式として取得するための枠を設定するものです。

会社法第 158 条第 1 項の規定による株主に対する通知は株主「株式会社整理回収機構」に対して行うことといたします。また、株式を取得することができる期間は、本株主総会終結の時から 1 年の期間内といたします。

取得する株式の種類	取得する株式の数	株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容	株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額
乙種第一回優先株式	上限 680,000 株	金銭	上限 2,500 億円
丙種第一回優先株式	上限 120,000 株	金銭	上限 2,500 億円
戊種第一回優先株式	上限 240,000 株	金銭	上限 2,500 億円
己種第一回優先株式	上限 80,000 株	金銭	上限 2,500 億円
	合算上限 1,120,000 株		合算上限 2,500 億円

なお、本件取得枠の設定につきましては、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の当社株主総会において本議案が承認可決されることを条件といたします。

以上